



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

- 特別交付税に関する省令の一部を改正する省令(総務一五) 二
- 大学設置基準等の一部を改正する省令(文部科学三) 三
- 種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令(農林水産一五) 七
- 種苗法施行規則の一部を改正する省令(同六一) 三三
- 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令(同七七) 三六

(告示)

- 大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示(文部科学三三) 三三
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働七二) 三三
- 種苗法第二条第七項の規定に基づき重要な形質を定める件の全部を改正する件(農林水産五八九) 三三

○特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群)に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を更正する件(同五九〇) 三三

○家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の規定に基づき、同法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状を定める件の一部を改正する件(同五九一) 三三

○登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の基準等を定める告示及び登録水先免許更新講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示(国土交通三五五) 三三

○八尾空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件(同三五六) 三三

○大分空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件(同三五七) 三三

(官庁報告)

官庁事項  
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について(農林水産省) 三三

(公 告)

諸事項

- 裁判所 破産、免責、再生関係 三三
- 特殊法人等 日本弁護士連合会懲戒処分関係 三三
- 地方公共団体 教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係 三三
- 会社その他 会社決算公告 三三

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第五條の二 法第百四條第三項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区分	学位
[略]	[略]

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第五條の二 法第百四條第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区分	学位
[略]	[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の一部改正)

第九條 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十條の七第六号中「第二十條の八第二項」を「第二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、第七條、第八條及び第九條の規定は、公布の日から施行する。

(国際連携専攻及び国際連携専攻に係る経過措置)

2 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携専攻及び国際連携専攻については、当分の間、大学は、大学設置基準第五十條第三項、専門職大学院設置基準第六十六條第三項、大学院設置基準第三十五條第三項、専門職大学院設置基準第三十五條第三項、短期大学設置基準第四十三條第三項及び専門職短期大学設置基準第六十三條第三項に規定する措置を講ずることを要しない。ただし、当該国際連携専攻又は国際連携専攻の収容定員又は学生定員が、当該国際連携専攻又は国際連携専攻を設ける学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員又は学生定員の二割(一)の学部又は研究科若しくは短期大学に複数の国際連携専攻又は国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員又は学生定員の合計が当該学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員又は学生定員の二割)を超える場合は、当該措置を講ずるものとする。

3 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携専攻に係る専任教員数については、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携専攻又は国際連携専攻に係る施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

○農林水産省令第十五号

種苗法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十四号)の一部及び種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(令和三年政令第二百四十六号)の施行に伴い、並びに種苗法(平成十年法律第八十三号)の規定に基づき、種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和四年三月十七日

農林水産大臣 金子原二郎

種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令(種苗法施行規則の一部改正)

第一條 種苗法施行規則(平成十年農林水産省令第八十三号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後 改正前

(書面の用語等)  
第三條 法第三條第一項第一号に規定する品種登録出願(以下「品種登録出願」という。)に関する書面は、次項及び第三項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。ただし、出願者及び出願品種の育成をした者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願品種の名称については、ローマ字を用いることができる。

(書面の用語等)  
第三條 品種登録出願に関する書面は、次項及び第三項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。ただし、出願者及び出願品種の育成をした者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願品種の名称については、ローマ字を用いることができる。

2.3 (略)

2.3 (略)

第四條 削除

(品種登録出願の手続)  
第四條 種子又は種菌を種苗とする品種について品種登録出願をしようとする者は、当該品種の種子又は種菌を当該出願の際に提出しなければならない。

(願書の記載事項等)  
第五條 法第五條第一項第二号の農林水産物の種類については、別表第二に掲げる出願品種の属する種又は属の学名及び和名を記載するものとする。ただし、同表に出願品種の属する種又は属が掲げられていない場合にあつては、その属する種又は属を特定することができる学名及び和名並びにこれらを特定するために必要な事項を記載するものとする。

(願書の記載事項等)  
第五條 法第五條第一項第二号の農林水産物の種類については、別表第二に掲げる出願品種の属する種又は属の学名及び和名を記載するものとする。ただし、同表に出願品種の属する種又は属が掲げられていない場合にあつては、その属する種又は属を特定することができる学名及び和名を記載するものとする。

21 法第五條第一項の願書には、重要な形質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならぬもの以外のもので農林水産大臣が定めて公示する重要な形質については、出願者が当該重要な形質に係る特

(新設)  
法第五條第一項の願書には、重要な形質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならぬもの以外のもので農林水産大臣が定めて公示する重要な形質に係る特

性が第七條第一項第一号に該当しないと認料する場合には、当該特性を記載しないことが出来る。

3 | 法第五條第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 一九九 (略)

4 | (説明書の記載事項等)  
第七條 法第五條第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 法第五條第一項第四号の特性のうちそれにより他の植物体と明確に区別されることとなる特性  
二 四 (略)

2 | 法第五條第二項の写真又は同條第一項第四号の特性(写真に撮ることができないものを除く)により出願品種の植物体と他の植物体とが明確に区別されることが確認できるものでなければならぬ。  
(出願料の額等)

第八條 法第六條第一項の農林水産省令で定める額は、一万四千円とする。

2 | (出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等)  
第十一條の二 法第十五條第二項又は第十五條の二第二項の現地調査又は栽培試験(以下単に「現地調査又は栽培試験」という)は、次に掲げる事項について調査するものとし、適切な対照品種を選定し、出願品種及び対照品種の試験区を設け、並びにこれらと比較する方法により行う。ただし、法第五條第二項の規定により同條第一項の願書に添付される資料が次に掲げる事項に係る現地調査又は栽培試験に代わると認められる場合は、この限りでない。

一 出願品種及び対照品種の植物体の特性  
(第五條第二項の規定により出願者が願書に記載してはならないものを除く。)

二 (略)

2 | 法第五條第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 一九九 (略)

3 | (説明書の記載事項等)  
第七條 法第五條第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 出願品種の植物体の特性及びそれにより他の植物体と明確に区別されることとなる特性  
二 四 (略)

2 | 法第五條第二項の写真又は出願品種の植物体の特性(写真に撮ることができないものを除く)であつてそれにより当該植物体と他の植物体とが明確に区別されるべきものを撮つたものでなければならぬ。  
(出願料の額等)

第八條 法第六條第一項の農林水産省令で定める額は、四万七千二百円とする。

2 | (出願品種の栽培試験の実施方法等)  
第十一條の二 法第十五條第二項の栽培試験は、次に掲げる事項について調査するものとし、適切な対照品種を選定し、出願品種及び対照品種の試験区を設け、並びにこれらと比較する方法により行う。

一 出願品種及び対照品種の植物体の特性

二 (略)

2 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という)は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 | 法第十五條の二第四項の規定による通知は、別記様式第六号の二によりしなければならない。

4 | 農林水産大臣は、法第十五條第二項の現地調査若しくは栽培試験又は法第十五條の二第四項の規定による通知により、法第三條第一項各号に掲げる要件を備えているかどうかを判断できないと認める場合であつて追加の現地調査又は栽培試験が必要と認めるときは、追加の現地調査又は栽培試験を行うものとする。  
(出願品種の現地調査又は栽培試験の取組料等)

第十一條の三 出願者が法第十五條の三第一項各号に掲げる事項を調査するに当たっては、研究機構が法第十五條の二第二項の規定による栽培試験を行う場合であつては、研究機構、第五項において同じ)に納付しなければならない法第十五條第二項又は第十五條の二第一項の栽培試験に係る半

額を支拂ふものとする。

職員が現地に赴く回数を乗じて得た金額とする。

出願者が法第十五條の三第一項の規定により同(研究機構が法第十五條の二第二項の規定による栽培試験を行う場合であつては、研究機構、第五項において同じ)に納付しなければならない法第十五條第二項又は第十五條の二第一項の栽培試験に係る半

2 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という)は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第十五條第二項の栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 | 研究機構は、法第十五條第二項の栽培試験を行ったとき(同條第五項の規定により当該栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼した場合を含む)は、遅滞なく、その結果を別記様式第六号の二により農林水産大臣に報告しなければならない。

(新設)

(新設)

- 1 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額
- 2 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額
- 3 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額
- 4 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額
- 5 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額
- 6 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額

- 1 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額
- 2 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額
- 3 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額
- 4 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額

- 1 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額
- 2 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額
- 3 別表第三の二の上欄に掲げる農林水産植物の種類に於て、それぞれ同表の下欄に定める額

一 登録品種の審査特性の概要

(前略)

二・三 (略)

(品種登録証の交付)

第十四条 農林水産大臣は、品種登録をしたときは、育成者権者に登録品種の審査特性を記載した書面を添えて品種登録証を交付するものとする。

2 (略)

(従属品種を育成する方法)

第十五条 法第二十条第二項第一号の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

一・四 (略)

五 グノム編集(遺伝子組換えを除く)。

(前略)

第十六条 第十六条の四 (略)

(判定の求めの手段)

第十八条の二 法第三十五条の三第一項の規定による求めは、別記様式第九号の二によりしなければならない。

(判定に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等)

第十八条の三 法第三十五条の三第三項において準用する現地調査又は栽培試験は、同条第一項の規定により判定を求める品種の特性(同項の登録品種の審査特性)に対応するものに限る。この場合において調査するものとする。

2 研究機構は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第三十五条の三第三項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

四 登録品種の特性の概要

五 育成者権の存続期間

六 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

七・八 (略)

(品種登録証の交付)

第十四条 農林水産大臣は、品種登録をしたときは、育成者権者に登録品種の特性を記載した書面を添えて品種登録証を交付するものとする。

2 (略)

(従属品種を育成する方法)

第十五条 法第二十条第二項第一号の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

一・四 (略)

(新設)

(農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物)

第十六条 法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。

第十六条の二 第十六条の五 (略)

(新設)

(新設)

3 法第三十五条の三第三項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第九号の三によりしなければならない。

4 第十一條の三の規定は、法第三十五条の三第二項の規定による調査に係る手数料について準用する。この場合において、第十一條の三第四項中「別記様式第六号の三」とあるのは、「別記様式第九号の四」と読み替えるものとする。

(登録料の額等)

第十九条 法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。

各年の区分	金額
各年の区分	金 額
第一年から第九年まで	毎年 四千五百円
第十年から第三十年まで	毎年 三万円
(前略)	(前略)
(前略)	(前略)

2・7 (略)

(登録品種の現地調査又は栽培試験の実施方法等)

第十九条の二 法第四十七条第二項の現地調査若しくは栽培試験又は同条第三項において準用する現地調査若しくは栽培試験は、登録品種の特性(当該登録品種の審査特性)に対応するものに限る。この場合において調査するものとする。

2 研究機構は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第四十七条第三項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

第十九条 法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。

(登録料の額等)

各年の区分	金額
各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年 六千円
第四年から第六年まで	毎年 九千円
第七年から第九年まで	毎年 一万八千円
第十年から第三十年まで	毎年 三万六千円
(前略)	(前略)

2・7 (略)

(登録品種の栽培試験の実施方法等)

第十九条の二 法第四十七条第二項の栽培試験については、第十一條の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「出願品種」とあるのは、「登録品種」と、同条第三項中「法第十五条第五項」とあるのは、「法第四十七条第三項」において準用する法第十五条第三項中「別記様式第六号の二」とあるのは、「別記様式第十号の二」と読み替えるものとする。

(新設)



ナタネ	種子のエルジン酸含有の有無	五万円
	香まき抽だい性	九万三千円
カリヲラコー	晩夏まき抽だい性	九万三千円
	播作の収穫の早晩性	五万円
キヤベツ	萎黄病レーヌ1抵抗性の有無	十七万六千円
アブラナ (在来アブラナ (ハクサイ及びカブを 除く。))	根こぶ病抵抗性	二十万円
	カブモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
ハクサイ	根こぶ病抵抗性	二十万円
	エタノールエキス含有率	一万七千円
ミンヤサイコ	乾燥率	一万七千円
	発酵性	一万二千円
菜	カフエイン含量	十三万五千円
	テトラ・ヒドロ・カンナビノール量の多少	七万五千円
アサ	辛味の強弱 (観賞用品種を除く。)	十三万五千円
	トバモザイクウイルス抵抗性 (観賞用品種を除く。)	五万円
	トバモザイクウイルス抵抗性 病原型1 (観賞用品種を除く。)	十七万六千円
	トバモザイクウイルス抵抗性 病原型1-2 (観賞用品種を除く。)	五万円
	トバモザイクウイルス抵抗性 病原型1-2-3 (観賞用品種を除く。)	五万円
	ジヤカイモザイクウイルス抵抗性 (観賞用品種を除く。)	二十万円
	疫病抵抗性 (観賞用品種を除く。)	二十二万五千円
	キユウリモザイクウイルス抵抗性 (観賞用品種を除く。)	二十万円
	トマト黄化えそウイルス抵抗性 (観賞用品種を除く。)	二十万円
	斑点細菌拮抗性 (観賞用品種を除く。)	十七万六千円
青枯病抵抗性 (観賞用品種を除く。)	二十万円	

ペニバナ	色素含有率	十三万五千円
	油脂含有率	五万円
	乾燥率	一万七千円
	つる割病レーヌ0抵抗性	二十万円
	つる割病レーヌ1抵抗性	二十万円
	つる割病レーヌ2抵抗性	二十万円
	炭そ病レーヌ1抵抗性	二十万円
	つる割病レーヌ0抵抗性	六万円
	つる割病レーヌ1抵抗性	六万円
	つる割病レーヌ2抵抗性	六万円
メロン	つる割病レーヌ1-2抵抗性	二十万円
	うどんこ病 (Podosphaera xanthii レーヌ1) 抵抗性	十七万六千円
	うどんこ病 (Podosphaera xanthii レーヌ2) 抵抗性	十七万六千円
	うどんこ病 (Podosphaera xanthii レーヌ5) 抵抗性	十七万六千円
	うどんこ病 (Colovinomyces cichoracearum レーヌ1) 抵抗性	十七万六千円
	ワタアブラムシ抵抗性	十七万六千円
	ズッキーニ黄斑モザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
	パパイヤ輪点ウイルス系統 Guadeloupe抵抗性	二十万円
	パパイヤ輪点ウイルス系統 E2抵抗性	二十万円
	ナスクメロンえそ斑点ウイルス抵抗性	十七万六千円
キユウリ	キユウリモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
	黒星病抵抗性	十七万六千円
	キユウリモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
うどんこ病抵抗性	十七万六千円	

へと病抵抗性	十七万六千円
褥瘡病抵抗性	十七万六千円
C V Y V 抵抗性	十七万六千円
ズッキーニ黄斑モザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
斑点細菌病抵抗性	十七万六千円
ニンジン	
抽だいの難易	九万三千円
オーチャードグラス	
すじ葉枯病抵抗性	二十五万円
うどんこ病抵抗性	二十五万円
雪腐大粒菌核病抵抗性	二十六万六千円
雪腐黒色小粒菌核病抵抗性	二十七万五千円
ナデシコ	
日持ち性	七万七千円
カキノキ	
脱葉の難易	一万二千元
エタノールエキス含有率	一万七千円
イソフラキシジン含有率	十三万五千円
乾燥率	一万七千円
ソバ	
ルチン含量	十三万五千円
グツクソバ	
ルチン含量	十三万五千円
フエストリウム	
けい光反応性	十万二千元
イチゴ	
ランナーの数	五万円
ランナーのアントシアニン着色の強弱	九万三千円
ランナーの毛の粗密	九万三千円
休眠性	九万三千円
炭そ病抵抗性	十七万六千円
養葉病抵抗性	二十万円
種皮のパーオキシダーゼによる着色の有無	一万七千円
粗タンパク含有率	一万四千元
7Sタンパク質サブユニットの有無	七万三千円
ダイズ	

リボキシクナーゼ遺伝子の有無	七万三千円
へと周辺の着色抵抗性	九万三千円
ダイズモザイクウイルス抵抗性 (A系統)	十二万三千円
ダイズモザイクウイルス抵抗性 (A2系統)	十二万三千円
ダイズモザイクウイルス抵抗性 (B系統)	十二万三千円
ダイズモザイクウイルス抵抗性 (C系統)	十二万三千円
ダイズモザイクウイルス抵抗性 (D系統)	十二万三千円
ダイズモザイクウイルス抵抗性 (E系統)	十二万三千円
ダイズシストセンチュウ抵抗性 (シース1)	十四万八千円
ダイズシストセンチュウ抵抗性 (シース3)	十四万八千円
ハスモンヨトウ抵抗性 (抗生性)	十四万八千円
ハスモンヨトウ抵抗性 (非選好性)	十四万八千円
乾燥根の重量	一万七千円
カンゾウ	
グリチルリチン酸含量	十三万五千円
アシアラタ	
繊維の長さ (繊維用品種に限る。)	十万円
繊維の長さの一様性 (繊維用品種に限る。)	四万五百円
繊維の強さ (繊維用品種に限る。)	四万五百円
繊維の伸長さ (繊維用品種に限る。)	四万五百円
繊維の強かさ (繊維用品種に限る。)	四万五百円
繊維の長さ (繊維用品種に限る。)	十万円
繊維の長さの一様性 (繊維用品種に限る。)	四万五百円
繊維の強さ (繊維用品種に限る。)	四万五百円
繊維の伸長さ (繊維用品種に限る。)	四万五百円
繊維の強かさ (繊維用品種に限る。)	四万五百円
ケンカワタ	

オオムギ	まき性	五万円
	麦芽エキスの多少 (ビール用品種に限る。)	一万七千円
	コールバツハ数 (ビール用品種に限る。)	一万七千円
	ジアスターゼカ (ビール用品種に限る。)	一万七千円
	穀粒のフロアクトシアニジンの有無	二万八千円
	穀粒のリボキシゲナーゼ (lox) 活性の有無	七万三千円
	βグルカン含量	七万三千円
	D-ホルテイソンのHor-3座の対立遺伝子の構成	七万三千円
	C-ホルテイソンのHor-1座の対立遺伝子の構成	七万三千円
	B-ホルテイソンのHor-2座の対立遺伝子の構成	七万三千円
ホップ	α酸含量	十三万五千円
	β酸/α酸	十三万五千円
	α酸中のフムロン含量	十三万五千円
	α酸中のコフムロン含量	十三万五千円
	でん粉の歩留	一万七千円
かんしよ	黒斑病抵抗性	十六万二千円
	つる割病抵抗性	十一万九千円
	ネコフセンチュウ抵抗性	十四万八千円
	べと病レーヌB1:16E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:17E U抵抗性	十七万六千円
レタス	べと病レーヌB1:20E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:21E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:22E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:23E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:24E U抵抗性	十七万六千円

イタリアンライグラス	べと病レーヌB1:25E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:26E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:27E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:29E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:30E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:31E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:33E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:35E U抵抗性	十七万六千円
	ベトナムライグラス	十七万六千円
	根腐病レーヌ1抵抗性	十七万六千円
アルファアルファ	根腐病レーヌ2抵抗性	十七万六千円
	レタスビツグベイン病抵抗性	二十二万五千円
	アララムシ耐性	二十万円
	けい光反応性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:26E U抵抗性 (生食用品種に限る。)	七万五千円
	リンゴ	二十二万五千円
	いもち病抵抗性	二十二万五千円
	斑葉病の濃度	十三万五千円
	べと病レーヌB1:26E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:27E U抵抗性	十七万六千円
ハッカ	べと病レーヌB1:29E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:30E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:31E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:33E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:35E U抵抗性	十七万六千円
	ベトナムライグラス	十七万六千円
	根腐病レーヌ1抵抗性	十七万六千円
	根腐病レーヌ2抵抗性	十七万六千円
	レタスビツグベイン病抵抗性	二十二万五千円
	アララムシ耐性	二十万円
クラ	けい光反応性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:26E U抵抗性 (生食用品種に限る。)	七万五千円
	リンゴ	二十二万五千円
	いもち病抵抗性	二十二万五千円
	斑葉病の濃度	十三万五千円
	べと病レーヌB1:26E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:27E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:29E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:30E U抵抗性	十七万六千円
	べと病レーヌB1:31E U抵抗性	十七万六千円
べと病レーヌB1:33E U抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌB1:35E U抵抗性	十七万六千円	
ベトナムライグラス	十七万六千円	
根腐病レーヌ1抵抗性	十七万六千円	
根腐病レーヌ2抵抗性	十七万六千円	
レタスビツグベイン病抵抗性	二十二万五千円	
アララムシ耐性	二十万円	
けい光反応性	十七万六千円	
べと病レーヌB1:26E U抵抗性 (飼料用品種に限る。)	九万三千円	

タハコ	立枯病抵抗性	十三万三千元
	疫病抵抗性	二十万円
	P.V.V抵抗性	二十二万五千元
	黒根病抵抗性	二十二万五千元
	T.M.V抵抗性	二十二万五千元
	うどんこ病抵抗性	二十万円
	外類のフェノール反応による着色の強弱	一万七千元
	胚乳のアミロース含量	一万七千元
	精米のアリカリ別雑性の強弱	一万七千元
	低温発芽性(陸稲品種に限る。)	十万二千元
	障害型耐冷性	九万三千元
	穂発芽性	一万七千元
	耐倒伏性	九万三千元
	いもち病抵抗性推定遺伝子型	十四万八千元
	葉いもちほ場抵抗性	十一万九千元
穂いもちほ場抵抗性	十九万二千元	
白葉枯病抵抗性品種群別	十六万二千元	
白葉枯病ほ場抵抗性	十六万二千元	
しま葉枯病抵抗性品種群別	十二万三千元	
ツアグロヨコバエ抵抗性品種群別	十七万三千元	
トビイロウンカ抵抗性推定遺伝子型	十二万三千元	
グ尔特リソ含量	七万三千元	
カドミウム吸収性	十八万四千元	
高温暖熱性	十八万四千元	
ピリミジニルカルボキシ系除草剤(ピエヒリバツクナトリウム塩)抵抗性	十万二千元	
セシウム吸収性	十八万三千元	

シヤクヤク	ベオニフロリン含量(薬用品種に限る。)	十三万五千元	
	オクネニンジン	オクネニンジンエキス含量	一万七千元
		サゼニンの有無	十三万五千元
	ニホンナシ	黒斑病抵抗性	七万五千元
	ダイコン	ダイコンの空洞	九万三千元
		雑性不稔性	九万三千元
	ジオウ	エタノールエキス含有率	一万七千元
		乾物率	一万七千元
	ダイオウ	エタノールエキス含有率(薬用品種に限る。)	一万七千元
		セシノサイトム含有率(薬用品種に限る。)	十三万五千元
		乾物率(薬用品種に限る。)	一万七千元
		黒斑病抵抗性	二十五万円
	サトウキビ	セサミン含有量	十三万五千元
	ゴヤ	全固形物量	一万七千元
		スクロース含有量の有無	十三万五千元
トマト	リコペン含有量	十三万五千元	
	サツマイモネコブセンチュウ抵抗性	六万円	
	半身萎凋病抵抗性	二十万円	
	萎凋病レーヌ1抵抗性	六万円	
	萎凋病レーヌ2抵抗性	六万円	
	萎凋病レーヌ3抵抗性	六万円	
	根腐萎凋病抵抗性	二十万円	
	葉かび病レーヌ0抵抗性	二十万円	
	トマトモザイクウイルス系統0抵抗性	十七万六千元	
	トマトモザイクウイルス系統1抵抗性	十七万六千元	
	トマトモザイクウイルス系統2抵抗性	十七万六千元	

バレイシヨ	疫病抵抗性	二十五万円
	斑点病抵抗性	二十五万円
	青枯病抵抗性	十七万六千円
	黄化葉萎縮病 (TYL CV) イヌラエル系抵抗性	二十万円
	黄化葉萎縮病 (TYL CV) マイルド系抵抗性	二十五万円
	かいよう病抵抗性	二十五万円
	休眠期間	一万四千元
	ジャガイモシモセンチュウ抵抗性	十七万七千円
	抽だり期	五万円
	べと病レーヌ1抵抗性	十七万六千円
べと病レーヌ2抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ3抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ4抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ5抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ6抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ7抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ8抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ10抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ11抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ12抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ13抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ14抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ15抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ16抵抗性	十七万六千円	
べと病レーヌ17抵抗性	十七万六千円	
キユウリモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円	

リルガム	子実のタンニン含量	一万四千元
	日長感応性	五万円
	梨葉点病抵抗性	十四万八千円
	総スデビオサイド含有率	四万五千円
	スデビオサイド含有率	四万五千円
	レバクテノオサイド含有率	四万五千円
	スウエルチアアミン含有率	十三万五千円
	エタノールエキ含有率	一万七千円
	乾物率	一万七千円
	菌核病抵抗性	二十万六千円
アカクローバ	菌核病抵抗性	二十万六千円
シロクローバ	青酸配糖体含有割合 (飼料用品種に限る。)	三万四千元
コムギ	まき性	五万円
	Glu-A1遺伝子座にある対立遺伝子の発現	七万三千円
	Glu-B1遺伝子座にある対立遺伝子の発現	七万三千円
	Glu-D1遺伝子座にある対立遺伝子の発現	七万三千円
	粒質	一万二千元
	原麦粒のフェノール反応による着色	一万七千円
	まき性	五万円
	Glu-A1遺伝子座にある対立遺伝子の発現	七万三千円
	Glu-B1遺伝子座にある対立遺伝子の発現	七万三千円
	小豆	アズキ落葉病菌レーヌ1抵抗性
トウモロコシ	アズキ落葉病菌レーヌ2抵抗性	十七万三千円
	すす紋病抵抗性	十六万二千元
	こま葉枯病抵抗性	十六万二千元
シバ	越冬性	九万三千円
	越夏性	九万三千円

別記  
様式第一号 (第五类関係)

ここに収入印紙をちよう付してください。  
収入印紙は、消印や汚損等しないでください。

(ちよう付した収入印紙の額) (円)  
品 種 登 録 願

農林水産大臣 殿

年 月 日

種別法第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり出願します。

(この願書を出出する者)  
 出願者  代理人 (品種登録管理人を含む。以下同じ) (1. (3)に記載)

1. 出願者

(1) 住所又は居所並びに氏名又は名称

フリガナ  
住所又は居所： (〒 )

フリガナ  
氏名又は名称： \_\_\_\_\_

(ローマ字表記)： \_\_\_\_\_

(注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常  
使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

上記の他に出願者はいない。

上記の他に出願者がいる。(出願者が複数ある場合には、2 人目からは別紙に同じ  
欄を人数分設けて全員記載すること。)

(2) 出願者の国籍：

(出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を  
記載すること。)

(3) 代理人 (代理人による出願の場合のみ記載すること。)

フリガナ  
住所又は居所： (〒 )

フリガナ  
氏名又は名称： \_\_\_\_\_

(ローマ字表記)： \_\_\_\_\_

(注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常  
使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

上記の他に代理人はいない。

上記の他に代理人がいる。(代理人が複数ある場合には、2 人目からは別紙に同じ  
欄を人数分設けて全員記載すること。)

2. 文書送付先 (国内の住所等)

(1) 住所又は居所： (〒 )

あて名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： (1. (1)又は(3)と同一である場合は省略可。)

E-mail アドレス： (1. (1)又は(3)と同一である場合は省略可。)

(2) 上記(1)の住所又は居所は、次の者のものである。

出願者の 1 人  代理人  業務用住所 (非居住者の場合など)

9. 農林水産植物の種類  
 学 名 (ローマ字) : \_\_\_\_\_  
 和 名 : \_\_\_\_\_

4. 出願品種の名称

フリガナ										
品種名称										
ローマ字表記										

(※すみに記入された文字が正式な出願品種の名称となるので、誤配のないように、すみに上段から左詰めで1文字ずつ記入すること。名称中にスペースを入れる場合に限り、文字と文字の間に空白のすすみを設けることができる。仮名文字の場合の拗音 (ゃ、ゅ、ょ等) 及び促音 (っ) は、すすみの左下に配載する。)

5. 出願品種の育成者

(1) 本品種を育成した者は、  
 出願者と同一である。(育成者の氏名及び住所を記載する必要はない。)  
 出願者と異なる。

フリガナ  
 住所又は居所：(〒 \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_  
 フリガナ  
 氏 名： \_\_\_\_\_  
 (ローマ字表記) : \_\_\_\_\_  
 別紙あり (複数名の場合には、「□」に「レ」を付し、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。)

(2) (育成した者と出願者が異なる場合) 出願者が品種登録を受ける地位にある理由は、次のとおり。  
 職務育成品種  
 契約 (特定承諾)  
 相続等 (一般承諾)  
 その他 (具体的に記載) : \_\_\_\_\_

(3) 本品種が育成された国 : \_\_\_\_\_

6. 外国での出願

該当する。(以下に記載すること。)  
 国又は政府機関署名 : \_\_\_\_\_  
 出願年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 出願番号 : \_\_\_\_\_  
 審査状況  審査中  拒絶  取下げ  登録  
 品種名称 : \_\_\_\_\_ 又は  仮名称 : \_\_\_\_\_  
 別紙あり (出願先が複数ある場合には、「□」に「レ」を付し、2件目からは別紙に同じ欄を必要数設けて全て記載すること。)

7. 優先権の主張

該当する。(以下に記載すること。)  
 以下の出願に関して優先権を主張します。  
 国又は政府機関署名 : \_\_\_\_\_  
 出願年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 出願した品種名称 : \_\_\_\_\_

8. 本品種の種類又は収獲物を業として譲渡した履歴

(1) 日本における譲渡  
 譲渡していない。  
 譲渡した。(以下に記載すること。)  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に日本で最初の譲渡を行った。  
 譲渡時の名称 : \_\_\_\_\_

(2) 外国における譲渡  
 譲渡していない。  
 譲渡した。(以下に記載すること。)  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に(国名) \_\_\_\_\_ で最初の譲渡を行った。  
 譲渡時の名称 : \_\_\_\_\_

9. 外国の審査当局における特許審査の審査状況（優先願の国についてのみ記載すること。）

出願品種の特性審査については、

- (国名) \_\_\_\_\_ で完了した。
- (国名) \_\_\_\_\_ で実施中。
- (国名) \_\_\_\_\_ でまだ開始されていない。
- (国名) \_\_\_\_\_ では実施しない。

10. 出願品種の形質及び出願者が保持していると思料する出願品種の特性様式第 2 号の説明書の「5. 出願品種の形質及び特性」に記載するとおり。

11. 他法律の規定による出願料の特別規定の適用

- 適用なし
- 適用あり（以下に法律名及び民法に規定する特許書の番号を記載すること。）  
法律名 \_\_\_\_\_  
特許書の番号 \_\_\_\_\_

12. 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による届出に関する情報

(1) 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による届出先国の制限に係る特例の届出（様式第 8 号の 2 関係）

- 届出あり
- 届出なし

(2) 種苗法第 21 条の 2 第 1 項の規定による生産増殖の制限に係る特例の届出（様式第 8 号の 3 関係）

- 届出あり
- 届出なし

13. 宣誓

私/我々は、私/我々の知りうる限りにおいて、この品種登録願、説明書及びこれらに関係する書類に記載し、申告する出願品種の審査のために必要な情報が適切であることをここに宣誓します。

（出願者又は代理人が宣誓すること。）

- はい
- いいえ

(願書別紙)

1. 出願者（2 人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）

フリガナ  
住所又は居所：（〒 \_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名又は名称： \_\_\_\_\_  
（ローマ字表記）： \_\_\_\_\_

（注）法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

出願者の国籍： \_\_\_\_\_

（出願者が外国の設立地法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を記載すること。）

2. 代理人（2 人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）

フリガナ  
住所又は居所：（〒 \_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名又は名称： \_\_\_\_\_  
（ローマ字表記）： \_\_\_\_\_

（注）法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

3. 出願品種の育成者 (2人目からは記載欄を必要数だけ全て記載すること。)

フリガナ  
住所又は居所：(〒 )  
フリガナ  
氏 名：  
(ローマ字表記)：

4. 外国での出願 (2件目からは記載欄を必要数だけ全て記載すること。)

国又は政府機関署名：  
出願年月日： 年 月 日  
出願番号：  
審査状況 審査中 拒絶 取下 登録  
品種名称：  
又は 仮名称：

(別添様式)

品種登録簿を補足する情報

1. 出願者 (品種登録簿「1. 出願者」関係の補足)

(1) 共同出願の場合において、持分の定めがある場合には、出願者全員の氏名又は名称並びにその持分を記載すること。なお、持分については、分数で、その合計が1となるように記載すること。

氏名又は名称：	持分：

(行が不足する場合には、本欄に行を追加して記載する。)

(2) 共同出願の場合において、種苗法第 23 条第 2 項の定め又は民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 264 条において準用する同法第 256 条第 1 項ただし書の契約がある場合には、この欄に当該定め又は契約がある旨を記載すること。

(3) 出願者が外国法人の場合には、法人の法的性質を記載すること。

2. 職務育成品種 (品種登録簿「5. 出願品種の育成者」関係の補足)

本出願品種が職務育成品種である場合には、次の「□」のいずれかに「V」を付すこと。  
 使用者等による出願  
 従業者等による出願 (下欄に使用者等の名称及び住所を記載)  
 使用者等の名称： \_\_\_\_\_  
 住 所： \_\_\_\_\_

【I. 提出物件及び添付書面の目録】

願書に添付した書類等の「□」に「し」を付すこと。

- 1. 願書様式
  - 願書別紙 1. 出願者 (2人目以降)
  - 願書別紙 2. 代理人 (2人目以降)
  - 願書別紙 3. 出願品種の育成者 (2人目以降)
  - 願書別紙 4. 外国での出願 (2件目以降)
- 2. 品種登録費を補足する情報を記載した書面
- 3. 説明書
- 4. 代理人により出願する場合は、その権限を証明する書面 (委任状等)
- 5. 出願者が種苗法第11条第1項の規定により優先権を主張する場合は、最先の締約国出願又は最先の特定国出願があったことを証明する書面 (原文及び翻訳文)
- 6. 出願品種の植物体の写真
- 7. 出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合は、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面 (遺伝証明書等)
- 8. 出願者が外国人 (外国法人を含む。) である場合は、次に掲げる書面
  - (1) 出願者が日本国内に住所又は居所 (法人の場合は営業所。以下8において「住所等」という。) を有するとき
    - ・出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面
    - (2) 出願者が締約国等又は同盟国の国籍を有するとき、又は当該国に住所等を有するとき
      - ・出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面 (原文及び翻訳文)
  - (3) 出願者の属する国 (締約国等及び同盟国を除く。) が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他の育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているとき
    - a. 出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面 (原文及び翻訳文)
    - b. 当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面 (その国の国民に対し日本国が育成者権その他の育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。) (原文及び翻訳文)
    - c. 当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面 (原文及び翻訳文)
- (4) 出願者が日本国以外の種苗法第10条第4号に規定する条約を締結している国に属するとき、又は当該国に住所等を有するとき
  - ・出願者が日本国以外の種苗法第10条第4号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面 (原文及び翻訳文)

□9. 製作データ (別紙)

□10. その他 (書類名を記載すること)

【II. 種苗法第21条の2第1項の規定による届出に関する情報】

- 1. 種苗法第21条の2第1項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出 (様式第8号の2関係)
  - 届出あり
- 2. 種苗法第21条の2第1項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出 (様式第8号の3関係)
  - 届出あり



(2) 品種の栽培又は畜産の実施に関連して、特別な条件はありますか。

はい  いいえ  
「はい」の場合、その内容を記載してください。

(3) その他の情報

(a) 出願品種の主たる用途

(b) 出願品種の写真（添付書類として提出する。）

8. 栽培の承認

(1) 出願品種は、畜産保全並びに人間及び動物の健康保護に関して、関係する法令に基づきその栽培について事前の承認等が必要ですか。

はい  いいえ

(2) (1)が「はい」の場合、その承認等に関係する法令の名称を記載してください。

(3) (1)が「はい」の場合、その承認等を既に帯ていますか。

はい  いいえ

(4) (3)が「はい」の場合、その承認等のコピーを添付してください。

9. 畜産用種畜に関する情報

特性は、病害虫、繁殖処理（例：生長抑制剤等）、組織培養の影響、台木の違い、繁殖条件の違い等の要因により影響を受けることがあります。畜産用種畜の種出については、審査当局的指示に従ってください。ただし、通常の栽培において、以下のような処理を行っている場合には、次の(1)から(4)までの該当する項に「レ」を付した上で、「はい」の場合その詳細を記載してください。

- (1) 微生物（例：ウイルス、細菌、菌類）  はい  いいえ
- (2) 繁殖処理（例：生長抑制剤等）  はい  いいえ
- (3) 組織培養  はい  いいえ
- (4) その他の要素  はい  いいえ

「はい」の場合は詳細を記載してください。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

10. 出願品種の栽培状況に関する情報

(1) 種子又は種苗を種苗としない品種の場合において、特性を顕現できる植物体の維持及び保存の状態（維持及び保存場所の住所及び方法）について記載してください。

(a) 維持及び保存場所の住所： \_\_\_\_\_

(b) 維持及び保存の方法： \_\_\_\_\_

(2) 日本国内における現地調査が可能な栽培場所について記載してください。栽培場所をまだ定めていない場合には、栽培場所を決定する予定年月を記載してください。

住 所（〒 \_\_\_\_\_）

交通機関： \_\_\_\_\_（乗車時間）： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

栽培場所設定の予定年月： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

(3) 日本国内における作型について記載してください。

露地  施設（施設の種類）： \_\_\_\_\_

上記作型に基づき、は殖等の時期を以下に記載してください。

(a) は殖、植付け等の時期

は 殖	_____ 月 _____ 旬 ~ _____ 月 _____ 旬
植付け	_____ 月 _____ 旬 ~ _____ 月 _____ 旬
接ぎ木	_____ 月 _____ 旬 ~ _____ 月 _____ 旬
挿し木	_____ 月 _____ 旬 ~ _____ 月 _____ 旬
その他	_____ 月 _____ 旬 ~ _____ 月 _____ 旬

(b) 開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に用いた生育ステージの時期等

開花期	_____ 月 _____ 旬 ~ _____ 月 _____ 旬
収穫期	_____ 月 _____ 旬 ~ _____ 月 _____ 旬
成熟期	_____ 月 _____ 旬 ~ _____ 月 _____ 旬
その他	_____ 月 _____ 旬 ~ _____ 月 _____ 旬

様式第三号 (第九条関係)

特定承認による出願者の名称変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

変更前の出願者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

変更前の出願者の代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

出願者の名称の変更を受けようとする者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

出願者の名称の変更を受けようとする者の代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

区

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 出願品電の名称

5 名称変更の年月日 年 月 日

6 名称変更の事由

7 品種登録により発生することとなる育成者権の特分 (特分の定めがある場合に限る。)

8 種苗法第23条第2項の定め又は民法第264条において準用する同法第265条第1項ただし書の契約 (規約がある場合に限る。)

9 実行書類の目録

承認人であることを証明する書面 (継続証明書等)

代理人により出願者の名称の変更を受けようとする場合は、その権限を証明する書面 (委任状等)

出願者の名称の変更を受けようとする者が外国人又は外国法人である場合は、その国籍等を証明する書面 (原文及び翻訳文)

(備考)

9については実行書類名の前の「□」に「シ」を付す。

様式第四号 (第九条関係)

一般承認による出願者の名称変更出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

承認人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 出願品種の名称:

5 名称変更の年月日 年 月 日

6 名称変更の事由

7 品種登録により発生することとなる育成者権の帰分 (特分の定めがある場合に限る。)

8 種苗法第23条第2項の定め又は民法第66条において準用する同法第25条第1項ただし書の契約 (契約がある場合に限る。)

9 添付書類の目録

一般承認人であることを証明する書面

代理人により一般承認による出願者の名称変更を届け出る場合は、その権限を証明する書面 (委任状等)

出願者の名称の変更を受けようとする者が外国人又は外国法人である場合は、その国籍等を証明する書面 (原文及び翻訳文)

(備考)

9については添付書類名の前の「」に「」を付す。

様式第五号 (第十一号関係)

出 願 取 下 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記の品種登録出願を取り下げます。

記

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 出願品種の名称

様式第六号 (第十一号関係)

出 願 放 棄 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記の品種登録出願を放棄します。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

様式第六号の二 (第十一号関係)

現地調査・栽培試験結果報告書  
(出願品種の審査)

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農研・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、出願品種の現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 出願番号 番 号
- 2 出願年月日 年 月 日
- 3 出願者  
氏名又は名称:  
住所又は居所:
- 4 代理人  
氏名又は名称:  
住所又は居所:
- 5 農林水産植物の種類  
学名:  
和名:
- 6 出願品種の名称
- 7 育成者  
氏名:
- 8 調査方法
- 9 現地調査・栽培試験機関名  
名称:  
住所:

10 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：

品種特性表

11 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

12 技術審査結果及び結論

(1) 区別性の報告

この品種は、公知の

他の品種と明確に区別することができる

他の品種と明確に区別することができない

(2) 均一性の報告

この品種は、その繁殖方法を考慮して、

十分に均一である

十分に均一でない

(3) 安定性の報告

この品種は、その重要な形質について、

安定している

安定していない

13 その他

14 現地調査・栽培試験実施責任者  
氏名：

(備考)  
品種特性表をこの報告に添付する。

1 出願番号 番 号

2 出願者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：

3 農林水産物の種類  
学名：  
和名：

4 出願品種の名称

5 審査基準の番号

6 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：

7 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：

8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

9 特性表  
IPV 番号 日本番号 形質 特性 階級値 注記

10 類似品種及びそれらとの相違点  
(類似品種の名称、類似品種と相違する形質、類似品種の特性及び出願品種の特性について記載すること。)

11 添付資料  
(1) 写真  
(2) 類似品種の特性表  
(3) その他審査に必要な資料

(備考)  
1 9に列記した形質で類似品種の絞り込みをした場合には、用いた形質のそれぞれの形質番号の前に「G」を付す。

- 2 9 において、UPOV テストガイドラインで「スタリクス」(\*) が付されている形質は本表においても UPOV テストガイドラインの形質番号に「スタリクス」を付す。
- 3 様式中に記載することができない注記は附注に記載する。
- 4 写真は、出願品種の特性、均一性及び類似品種との区別性が十分確認することができるものであること。
- 5 類似品種の特性表は9の特性表様式による。

国定第 6 号の三(第十一條の三関係)  
様式第六号の三(第十一條の三関係)

手数料納付書  
(出願品種の審査・審査特性の訂正)

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
代理人  
住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第 15 条の 3 第 1 項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

配

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 手数料の通知の日付 年 月 日
- 6 金額 円

(ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。)

別記様式第七号を次のとおりとする。  
様式第七号 (第十二条関係)

意見書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人  
住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第17条第3項に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 拒絶理由通知の日付 年 月 日
- 6 意見の内容
- 7 証拠方法
- 8 添付書類又は添付物件の目録

別記様式第七号の二の次に様式を取える。  
様式第七号の二 (第十二条の二関係)

審査特性の訂正請求書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人  
住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、審査特性の訂正を求めます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 審査特性の通知の日付 年 月 日
- 6 訂正の内容  
(1)訂正事項  
形質番号 形質名 特性 出願品種の階級(特性値)
- (2)訂正を求める理由
- 7 添付書類の目録  
出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性が事実であることを証する資料

(備考)

- 1 6 (1)の訂正事項は、出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性を記載する。
- 2 出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性が事実であることを証する資料を添付する(品種登録出願の際、出願品種の特性を記載しなかった形質については、審査特性の訂正請求はできない。)

様式第七号の三(第十二条の三関係)

現地調査・栽培試験結果報告書  
(審査特性の訂正)

農林水産大臣 殿

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、審査特性の訂正に係る現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 出願番号 番 号
- 2 出願年月日 年 月 日
- 3 出願者  
氏名又は名称:  
住所又は居所:
- 4 代理人  
氏名又は名称:  
住所又は居所:
- 5 農林水産植物の種類  
学名:  
和名:
- 6 出願品種の名称
- 7 育成者  
氏名:
- 8 調査方法
- 9 現地調査・栽培試験機関名  
名称:  
住所:

- 10 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
- 11 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 12 調査の結果  
訂正請求があった審査特性は事実と異なると思われる [ ]  
訂正請求があった審査特性は事実と異なると思われられない [ ]
- 13 その他
- 14 現地調査・栽培試験実施責任者  
氏名：  
(備考)  
品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

- 1 出願番号 番 号
- 2 出願者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 3 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 4 出願品種の名称
- 5 審査基準の番号
- 6 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：
- 7 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
- 8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- | 9 特性表<br>IPOV 番号  | 日本番号 | 形質 | 特性 | 階級値 | 注記 |
|---|------|----|----|-----|----|
| 10 調査の結果に至った理由<br>(訂正請求があった審査特性、本調査で確認された特性及びそれらの相違の有無並びに訂正請求があった審査特性が事実と異なる又はそうではないと判断した理由について記載すること。) |      |    |    |     |    |
- 11 添付資料  
(1) 写真  
(2) その他審査に必要な資料
- (備考)  
1 9には、訂正請求のあった審査特性に対応する特性のみ記載する。  
2 9において、IPOV テラストガイ ドライインでアスタリヌク (\*) が付されている形質は本表においても IPOV テラストガイ ドライインの形質番号にアスタリヌクを付す。  
3 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。  
4 写真は、出願品種の特性が十分確認することができるものであること。

農林水産省令第二〇二号の改正農林水産省令第三十三号の改正による  
様式第八号の二（第十六条第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

出願者

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第21条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 農林水産植物の種類

学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_

和名： \_\_\_\_\_

2 出願品種の名義 \_\_\_\_\_

3 輸出する行為の制限に係る事項

(1) 出願品種の種類が図らねないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）

国を指定しない。

国を指定する（以下に記載）  
\_\_\_\_\_

(2) 輸出する行為を制限する旨

出願品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収獲物を輸出する行為を制限する。

(備考)

3 (1) については、以下のとおり記載する。

(1) 全ての国（出願品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。）に対して、出願品種の種類等の輸出を認めない場合には、「 国を指定しない」に「レ」を付す。

(2) 特定の国に対して、出願品種の種類等の輸出を認める場合には、「 国を指定する」に「レ」を付し、国名を記載する。ただし、種苗法第21条第2項ただし書に規定する出願品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しないこと。

様式第八号の三 (第十六条第一項関係)

生産地域の制限に係る特例届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

出願者

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の2第1項 (第2号に係る部分に限る。)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 農林水産植物の種類

学名 (ローマ字) :

和名 :

2 出願品種の名義

3 生産する行為の制限に係る事項

(1) 出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域 (以下「指定地域」という。)  
 地域を指定する (以下に記載)

(2) (1)による地域の指定と出願品種の産地形成の関係

(3) 生産する行為を制限する旨

指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

(備考)

1 3(1)について、特定の地域において、出願品種の種苗を用いることにより得られる収穫物の生産を認める場合には、「 地域を指定する」に「」を付し、地域名を記載する。地域名の記載に当たっては、生産が制限される範囲が明確になるよう、○○県、△△市などと具体的に記載する。

2 3(2)については、指定する地域の考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等について記載する。

様式第八号の四 (第十六条第三項関係)

輸出先国の制限に係る特別届出書  
(指定国の取消し)

農林水産大臣 殿

年 月 日

出願者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類  
学名(ローマ字) :  
和名 :

4 出願品種の名称

5 取消しを求める事項

届出に係る指定国の指定の全部を取り消す

届出に係る指定国の指定の一部を取り消す (取消しを求める指定国を以下に記載)

様式第八号の五 (第十六条第三項関係)

生産地域の制限に係る特別届出書  
(指定地域の取消し)

農林水産大臣 殿

年 月 日

出願者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類  
学名(ローマ字) :  
和名 :

4 出願品種の名称

5 取消しを求める事項

届出に係る指定地域の指定の一部を取り消す (取消しを求める指定地域を以下に記載)

様式第八号の六 (第十六条の三第一項関係)

輸出先国の制限に係る特例届出書  
(指定国の追加)

農林水産大臣 殿 年 月 日

届出者 住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人 住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類  
学名(ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和名 : \_\_\_\_\_

4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_

5 指定国の追加に係る事項

登録品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国(以下「指定国」という。)  
 指定国を追加する (以下に記載)

(備考)

登録品種の種苗等の輸出を認める国を追加する場合には、「□」に「○」を付し、国名を記載する。ただし、種苗法第21条第2項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しないこと。

様式第八号の七 (第十六条の三第一項関係)

生産地域の制限に係る特例届出書  
(指定地域の追加)

農林水産大臣 殿 年 月 日

届出者 住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人 住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類  
学名(ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和名 : \_\_\_\_\_

4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_

5 指定地域の追加に係る事項

(1) 登録品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域 (以下「指定地域」という。)  
 指定地域を追加する (以下に記載)

(2) (1)による地域の指定と登録品種の産地形成の関係 \_\_\_\_\_

(備考)

- 1 5(1)について、産婦品種の種苗を用いることにより得られる収穫物の生産を認める地域を追加する場合には、「□」に「▽」を付し、地域名を記載する。地域名の記載に当たっては、生産が制限される範囲が明確になるよう、○○県、△△県××市などと具体的に記載する。
- 2 5(2)については、指定する地域と考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等について記載する。

様式第八号の八 (第十六条の三第二項関係)

輸出先国の制限に係る特別届出書  
(指定国の追加の取消し)

農林水産大臣 殿

年 月 日

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

学 名 (ローマ字) : \_\_\_\_\_

和 名 : \_\_\_\_\_

4 産婦品種の名称 \_\_\_\_\_

5 取消しを求める事項

- 届出に係る指定国の追加の全部を取り消す
- 届出に係る指定国の追加の一部を取り消す (取消しを求める指定国を以下に記載)

様式第八号の九 (第十六条の三第二項関係)

生産地域の制限に係る特別届出書  
(指定地域の追加の取消し)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類  
学名(ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和名 : \_\_\_\_\_

4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_

5 取消しを求める事項

届出に係る指定地域の追加の全部を取り消す

届出に係る指定地域の追加の一部を取り消す (取消しを求める指定地域を以下に  
記載)

様式第八号の十 (第十六条の四第一項関係)

輸出先国の制限に係る特別届出書  
(届出の取下げ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類  
学名(ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和名 : \_\_\_\_\_

4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_

5 輸出先国の制限の届出の取下げに係る事項

登録品種につき品種の育成に関する保護を留めていない国以外の国であって指定国  
以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって  
収獲物を輸出する行為の制限の届出を取り下げる。

様式第八号の十一 (第十六条の四第一項関係)

生産地域の制限に係る特別届出書  
(届出の取下げ)

農林水産大臣 殿

年 月 日

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類  
学名(ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和名 : \_\_\_\_\_

4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_

5 生産地域の制限の届出の取下げに係る事項

指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為の制限の届出を取り下げる。

様式第八号の十二 (第十六条の四第二項関係)

輸出先国の制限に係る特別届出書  
(取下げに係る届出の取下げ)

農林水産大臣 殿

年 月 日

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の4第2項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類  
学名(ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和名 : \_\_\_\_\_

4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_

5 取下げを求める事項

輸出先国の制限の届出の取下げに係る届出を取り下げる。

様式第八号の十三(第十六条の四第二項関係)

生産地域の制限に係る特別届出書  
(取下げに係る届出の取下げ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の4第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

学名(ローマ字) :

和名 :

4 登録品種の名称

5 取下げを求める事項

生産地域の制限の届出の取下げに係る届出を取り下げる。

農林水産大臣 殿  
様式第九号(第十八条関係)

裁 定 申 請 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第28条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請に係る育成者権者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

2 申請に係る登録品種

品種登録の番号 第 号

農林水産植物の種類

登録品種の名称

3 協議の経過

4 申請の趣旨

5 申請の理由

6 その他参考となるべき事項

7 添付書類の目録

代理人により裁定を求める場合は、その権限を証明する書面(委任状等)

(備考)

7については、添付書類名の前の「□」に「レ」を付す。

農林水産省  
様式第九号の二(第十八条の二関係)

判 定 請 求 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第35条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり判定を求めます。

記

- 1. 判定に係る登録品種  
品種登録の番号 第 号  
農林水産植物の種類  
登録品種の名称

2 判定の対象となる品種

3 請求の理由

4 その根拠となる事項

5 連絡先

フリガナ

住所又は居所

フリガナ

氏名

(法人にあっては、法人名、担当部署名及び担当者氏名)

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

6. 添付書類の目録

判定の対象となる品種の植物体の写真

代理人により判定を求める場合は、その権限を証明する書面 (委任状等)

その他 ( )

(備考)

1 3の請求の理由については、以下のとおり記載する。

(1) 育成者権者及び専利用権者(以下「育成者権者等」という。)が、第三者が利用する品種について判定を求める場合には、当該第三者に係る情報、当該品種の入手の経緯等を記載する。

(2) 育成者権者の侵害を疑われている者が、自己が利用する品種について判定を求める場合には、当該品種の来歴(自己が育成をした場合には育成経緯、第三者から取得した場合には取得元等)、育成者権者等から侵害の警告があった事実等について記載する。

(3) 請求者が、対象となる品種を登録品種の審査特性と対比して、明確に区別されな

い(あるいは区別される)と考える根拠を、なるべく具体的に記載する。

2 6の添付書類の目録については、添付書類名の前の「□」に「△」を付す。

様式第九号の三 (第十八条の三関係)

現地調査・栽培試験結果報告書  
(判定)

農林水産大臣 殿  
年 月 日

国立研究開発法人農林・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、判定に係る現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 判定請求の番号 番 号
- 2 判定請求の年月日 年 月 日
- 3 請求者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 4 代理人  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 5 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 6 判定の対象となる品種
- 7 調査方法
- 8 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：
- 9 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：

10 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ~ 年 月 日

11 調査結果

(1) 区別性の報告

① この品種は、  
判定に係る登録品種の審査特性と明確に区別することができる [ ]  
判定に係る登録品種の審査特性と明確に区別することができない [ ]

② 判定に係る登録品種

品種登録の番号： 番 号  
農林水産植物の種類：  
登録品種の名称：

(2) 品種特性表

添付のとおり。

12 その他

13 現地調査・栽培試験実施責任者

氏名：

(備考)

品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

- 1 判定請求の番号 番 号
  - 2 請求者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
  - 3 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
  - 4 判定の対象となる品種
  - 5 審査基準の番号
  - 6 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：
  - 7 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
  - 8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
  - 9 特性表  
JPOV番号 日本番号 形質 特性 樹高値 注記
  - 10 登録品種の審査特性及び相違点  
(登録品種の名称、登録品種と相違する形質、登録品種の審査特性及び判定の対象となる品種の特性について記載すること。)
  - 11 添付資料  
(1) 写真  
(2) 登録品種の特性表  
(3) その他判定に必要な資料
- (備考)
- 1 9の特性表において、JPOVテストガイドラインでアスタリスク(\*)が付されている形質は本表においてもJPOVテストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付すものとする。
  - 2 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。
  - 3 写真は、判定の対象となる品種の特性が十分確認することができるものであること。

様式第九号の四(第十八条の三関係)

手数料納付書  
(判定)

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第35条の3第3項で適用する同法第16条の3第1項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

記

- 1 判定請求の番号 第 号
- 2 判定請求の年月日 年 月 日
- 3 判定に係る登録品種  
品種登録の番号 第 号  
農林水産植物の種類  
登録品種の名称
- 4 手数料の通知の日付 年 月 日
- 5 金額  
金額 \_\_\_\_\_ 円

(ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。)

国産林産物等に関する国産林産物等（以下「国産林産物等」という。）  
様式第十号（第十九条関係）

品 種 聖 殿 料 納 付 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

納付者

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第45条の規定に基づき、聖殿料を下記のとおり納付します。

記

1 品種聖殿料の番号 第 号

2 品種聖殿料の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 聖殿品種の名称

5 納付年及び金額

納付年 第 年 月 日

金額 \_\_\_\_\_ 円

他法律の規定による聖殿料の特例規定の適用

法律名 \_\_\_\_\_

種別番号 \_\_\_\_\_

種苗法第46条第7項及び第8項の規定による追納

金額 \_\_\_\_\_ 円

（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

（備考）

15については、以下のとおり記載する。

(1) 他法律の規定により聖殿料の軽減を受けようとする場合には、「 他法律の規定による聖殿料の特例規定の適用」に「」を付す。なお、聖殿料の特例規定がある他法律は次のとおりとなる。

- ・ 農林漁業有機物資源のバイオエネルギーの原料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第13条第2項
- ・ 米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第12条第2項
- ・ 地域資源を活用した農林漁業等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第17条第2項
- ・ 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第65条第3項
- ・ 花きの復興に関する法律（平成26年法律第102号）第13条第2項

(2) 種苗法第45条第7項及び第8項の規定により聖殿料及び増増聖殿料を追納するときは、「 種苗法第45条第7項及び第8項の規定による追納」に「」を付す。なお、(1)により聖殿料の軽減を受けようとする場合には、当該軽減後の聖殿料と同額の増増聖殿料を記載する。

様式第十号の二 (第十九条の二関係)

現地調査・栽培試験結果報告書  
(登録品種の調査)

農林水産大臣 殿

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、登録品種の現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 品種登録の番号 番 号
- 2 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 3 登録品種の名称
- 4 調査方法
- 5 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：
- 6 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
- 7 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 8 調査の結果  
登録品種の特性が保持されている [ ]  
登録品種の特性が保持されていない [ ]
- 9 その他
- 10 現地調査・栽培試験実施責任者  
氏名：

(備考)  
品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

- 1 品種登録の番号 番 号
- 2 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 3 登録品種の名称
- 4 調査基準の番号
- 5 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：
- 6 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
- 7 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 8 特性表  
UPOV 番号 日本番号 形質 特性 階級値 注記

9 調査の結果に至った理由  
(品種登録簿に記載された登録品種の審査特性と異なる特性等、登録品種の特性が保持されている又は保持されていないと判断した理由について記載すること。)

- 10 添付資料  
(1) 写真  
(2) その他判定に必要な資料

(備考)

- 1 8の特性表において、UPOVテストガイドラインでテスト(\*)が付されている形質は本表においてもUPOVテストガイドラインの形質番号にテスト(\*)を付するものとする。
- 2 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。
- 3 写真、登録品種の特性が十分確認することができるとのこと。

(品種登録規則の一部改正)  
 第二条 品種登録規則(平成十年農林水産省令第八十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(品種登録簿の記載) 第十一条(略) 254(略) 5 登録品種の植物体の特性記載部には、登録品種の植物体の審査特性に関する事項を記載しなければならない。 659(略)	(品種登録簿の記載) 第十一条(略) 254(略) 5 登録品種の植物体の特性記載部には、登録品種の植物体の特性に関する事項を記載しなければならない。 659(略)
(品種登録の方法等) 第八十条 法第十八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二(略)	(品種登録の方法等) 第八十条 法第十八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二(略)
三 法第三条第二項に規定する出願品種の育成をした者の氏名	三 出願品種の育成をした者の氏名

○農林水産省令第十六号  
 種苗法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百四十七号)の施行に伴い、並びに種苗法(平成十年法律第八十三号)第二條第七項及び第五條第一項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和四年三月十七日

種苗法施行規則の一部を改正する省令  
 種苗法施行規則(平成十年農林水産省令第八十三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一(第一條関係) 区 分 農 林 水 産 植 物 備 考 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) エリカモドキ <i>Bauera rubioides Andrews</i> (略) (略) 観賞樹 (略)	別表第一(第一條関係) 区 分 農 林 水 産 植 物 備 考 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) エリカモドキ <i>Bauera rubioides Andrews</i> (略) (略) 観賞樹 (略)

四 法第三条第二項第一号に規定する品種登録出願が法第十一条第一項の規定による優先権の主張を伴うものである場合には、最先の締約国出願をした国名(政府間機関の場合にあつては、その名称)及び締約国出願日又は特定国出願のうち最先の出願(その者が特定国に属する場合にあつては、当該特定国出願)をした国名及び特定国出願日

四 品種登録出願が法第十一条第一項の規定による優先権の主張を伴うものである場合には、最先の締約国出願をした国名(政府間機関の場合にあつては、その名称)及び締約国出願日又は特定国出願のうち最先の出願(その者が特定国に属する場合にあつては、当該特定国出願)をした国名及び特定国出願日

附則  
 (施行期日)  
 第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。  
 第二条 この省令の施行の施行前にした種苗法の一部を改正する法律による改正前の種苗法(以下「旧法」という。)第五條第一項の規定による品種登録の出願に係る現地調査又は栽培試験の実施方法については、なお従前の例による。  
 (訂正請求に関する経過措置)  
 第三条 この省令の施行前にした旧法第五條第一項の規定による品種登録の出願に係るこの省令による改正後の種苗法施行規則第十二條の二第一項及び第二項の規定の適用については、同項及び別記様式第七号の二中「願書」とあるのは、「説明書」とする。

農林水産大臣 金子原二郎

改正後	改正前
別表第一(第一條関係) 区 分 農 林 水 産 植 物 備 考 (略) (略) (略) (略) ラッカセイ <i>Arachis hypogaea L.</i> (略) (略) (略) (略) アウエナ <i>Avena strigosa Schreb.</i> (略) (略) (略) (略) (新設) (新設) (新設) (新設)	別表第一(第一條関係) 区 分 農 林 水 産 植 物 備 考 (略) (略) (略) (略) ラッカセイ <i>Arachis hypogaea L.</i> (略) (略) (略) (略) アウエナ <i>Avena strigosa Schreb.</i> (略) (略) (略) (略) (新設) (新設) (新設) (新設)

(略)	(略)	(略)
ヘリクリサ	<i>Berzelia galpinii</i> Pillans	観賞樹
	<i>Berzelia lanuginosa</i> Brongn.	観賞樹
(略)	(略)	(略)
チアノエンバキア	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
エウパトリウム	<i>Eupatorium canabinnum</i> L.	草花
	<i>Eupatorium fortunei</i> Turcz.	草花
	<i>Eupatorium chinense</i> L.	草花
	<i>Eupatorium japonicum</i> Thunb.	草花
	<i>Eupatorium lindleyanum</i> DC.	草花
(略)	(略)	(略)
ヘリクリサム	<i>Helichrysum</i> Mill.	(略)
	(別名)	(別名)
(略)	(略)	(略)
かんしよ	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ハイネズ	<i>Juniperus conferta</i> Parl.	観賞樹
(略)	(略)	(略)
(略)	<i>Lentinus edodes</i> (Berk.) Pegler	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
リグストルム シネンセ	<i>Ligustrum sinense</i> Lour.	観賞樹
	<i>Ligustrum undulatum</i> Blume	観賞樹
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

ハギ	<i>Berberis</i> L.	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
チアノエンバキア	<i>Dielsbachia</i> Schott	(略)
(略)	(略)	(略)
マサキ	<i>Euonymus japonicus</i> Thunb.	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
△ギカラギク (ヘリクリサム)	<i>Helichrysum</i> Mill. corr. Pers.	草花
	<i>Xerochrysum bracteatum</i> (Vent.) Tzvelev [ <i>Helichrysum bracteatum</i> (Vent.) Andrews ] [ <i>Bracteanthia bracteata</i> ]	草花
(略)	(略)	(略)
カンシヨ	<i>Ipomoea batatas</i> (L.) Lam.	(略)
(略)	(略)	(略)
イソキ	<i>Juniperus chinensis</i> L.	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
しいたけ	<i>Lentinus edodes</i> (Berk.) Sing.	(略)
(略)	(略)	(略)
ネズミモチ	<i>Ligustrum japonicum</i> Thunb.	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
ハツシヨソノフルーツ	<i>Passiflora edulis</i> Sims	(略)

学 名	和 名	草 花
<i>Pecteilis radiata</i> (Spreng.) Raf.		(略)
(略)	(略)	(略)
いんげん豆	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ストロパンテス アニソフィラ	シロシアンテス アニソフィラ (Wall. ex Hook.) T. Andersson	親實樹
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ムギワラギク	<i>Xerochrysum Tzvelev</i>	草花
(略)	(略)	(略)

別表第二 (第五系関係)

学 名	和 名	草 花
(略)	(略)	(略)
(割る)	(割る)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
<i>Berzelia galpinii</i> Pillans	ベルゼリア ガルピニー種	
(略)	(略)	
(略)	デインフェンバキア属	
(略)	(略)	
(割る)	(割る)	
<i>Eupatorium cannabinum</i> L.	カンナビナム属	
<i>Eupatorium fortunei</i> Turcz.	フオルチュエネイ種	
<i>Eupatorium chinense</i> L.	キネンセ種	
<i>Eupatorium japonicum</i> Thunb.	フジバカマ種	
<i>Eupatorium lindleyanum</i> DC.	サワヒヨドリ種	
(略)	(略)	
<i>Helichrysum Mill.</i>	ヘリクリスム属	
(略)	(略)	

学 名	和 名	草 花
(新説)	(新説)	(新説)
(略)	(略)	(略)
インゲンマメ	<i>Phaseolus vulgaris</i> L.	(略)
(略)	(略)	(略)
ストレプトカーパス	<i>Streptocarpus</i> Lindl.	(略)
(新説)	(新説)	(新説)
(略)	(略)	(略)
ライテニア	アソチデアセンテリカ	(略)
(新説)	<i>Whitebia antidysenterica</i> (L.) R. Br.	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第二 (第五系関係)

学 名	和 名	草 花
(略)	(略)	(略)
<i>Actinidia arguta</i> (Sieb. & Zucc.) Planch.	サルナシ種	
(略)	(略)	
<i>Berberis</i> L.	ムギ属	
(新説)	(新説)	
(略)	(略)	
<i>Diospyros Schott</i>	デインフェンバキア属	
(略)	(略)	
<i>Eupatorium</i> L.	エウパトリウム属	
(新説)	(新説)	
(略)	(略)	
<i>Helichrysum Mill.</i> corr. Pers.	ムギワラギク (ヘリクリサム) 属	
(略)	(略)	

Lentinula edodes (Berk.) Pegler	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
Ligustrum undulatum Blume	(略)	リグストルム ウンデュラツム種
(略)	(略)	(略)
Pecteilis radiata (Spreng.) Raf.	(略)	サキノクシ種
(略)	(略)	(略)
Rubus phoenicolasius Maxim.	(略)	ルブス フェニコラシウス種
(略)	(略)	(略)
Sedum japonicum Siebold ex Miq.	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
Sedum morganianum E. Walther	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
Xerochrysum Tzvelev	(略)	エバウラシム属
(略)	(略)	(略)

Lentinus edodes (Berk.) Sing.	しいたけ種	(略)
(略)	(略)	(略)
Ligustrum sinense Lour.	リグストルム シンセンセ種	(新設)
(略)	(略)	(略)
Paulownia Sieb. et Zucc.	キリ風	(略)
(新設)	(新設)	(略)
(略)	(略)	(略)
Rubus idaeus L.	ラズベリー種	(略)
(新設)	(新設)	(略)
(略)	(略)	(略)
Sedum japonicum Sieb. ex Miq.	メノソネングサ種	(略)
(略)	(略)	(略)
Sedum morganianum Walther	ゼドウム モルガニアナム種	(略)
(略)	(略)	(略)
Xerochrysum bracteatum (Vent.) Tzvelev [Helichrysum bracteatum (Vent.) Andrews] [Bracteantha bracteata]	エバウラシム属	(略)
(略)	(略)	(略)

附則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第一項及び第六項、第二十六條第六項、第二十七條並びに第二十八條第二項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十七日

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
---	---	---	---

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査)

第九條 (略)  
2 前項の規定による命令により実施する検査(ヨ一ネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る)は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨ一ネ病に係る検査については、第一号から第四号までに

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査)

第九條 (略)  
2 前項の規定による命令により実施する検査(ヨ一ネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る)は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨ一ネ病に係る検査については、第一号から第四号までに

農林水産大臣 金子原二郎

